

議第7号

令和3年度各務原市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度各務原市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,430千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,122,335千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年2月25日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		13,112,434	7,813	13,120,247
	2 国庫補助金	6,865,065	7,813	6,872,878
21 繰越金		1,513,928	12,617	1,526,545
	1 繰越金	1,513,928	12,617	1,526,545
23 市債		4,156,300	15,000	4,171,300
	1 市債	4,156,300	15,000	4,171,300
歳 入 合 計		59,086,905	35,430	59,122,335

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 教育費		6,520,179	35,430	6,555,609
	2 小学校費	820,973	35,430	856,403
歳 出 合 計		59,086,905	35,430	59,122,335

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑩教育費	2 小学校費	小学校トイレ改修事業	35,430

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 給 食 調 理 室 環 境 整 備 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	1 1 3 , 6 7 9

(変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新庁舎建設事業（その３）	令和３年度から 令和４年度まで	５３９,３３０	令和３年度から 令和４年度まで	６３８,３３０
新型コロナウイルスワクチン 接 種 体 制 確 保 事 業	令和３年度から 令和４年度まで	７,３００	令和３年度から 令和４年度まで	１１５,３００
小学校校舎給水管更新事業	令和３年度から 令和４年度まで	９,６００	令和３年度から 令和４年度まで	１１７,０６２

第 4 表 地方債補正
(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 施 設 整 備 事 業	千円 197,600	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 212,600	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。